

通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人牧山医院が開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の適正な運営を保持するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員または介護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある者（以下「要介護者等」という。）や認知症高齢者に対し適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 事業所の従業者等は、要介護者・認知症高齢者が居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが、できるよう、機能訓練および日常生活上の世話をを行うことにより利用者の社会的孤立感の解消および身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 指定通所介護は、利用者の要介護状態・認知状態が軽減もしくは悪化の防止または要介護の予防に資するようその目標を設定し計画的に行う。
- 指定通所介護の実施にあたっては、居宅支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
- 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び住所)

第3条

事業所の名称及び住所は次の通りとする。

- 1、名称 医療法人 牧山医院 デイサービス レインボー
- 2、住所 大村市黒丸町 1653 番地 1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次の通りとする。

- 1、管理者 1名
管理者は事業所の運営、従業者の管理及び業務の管理を行う者とする。
- 2、従業者
 - ①機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
 - ②生活相談員 2名
生活相談員は、利用者及び家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
 - ③看護職員 1名以上
利用者の健康状態の把握、健康状態、助言、緊急時の対応、利用者及び家族に必要な助言その他の援助を行う。
 - ④介護職員 3名以上
従業者は通所介護を提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、下記の通りとする。

- 1、 営業日 月曜日から金曜日とする。
ただし、8月15日・12月31日～1月3日までを除く
- 2、 営業時間 午前8時30分～午後6時
サービス提供時間 午前9時30分～午後5時

(指定通所介護の利用定員)

第6条

指定通所介護の利用定員は、下記の通りとする。

- 1、 単独型通所介護 1単位 20名

(指定通所介護の内容)

第7条

指定通所介護は、下記の通りとする。

- 1、 食事の提供
- 2、 入浴サービス
- 3、 送迎サービス
- 4、 機能訓練(運動器機能向上訓練)の実施
- 5、 口腔機能訓練の実施
- 6、 栄養改善の実施指導
- 7、 アクティビティ実施

(通常の事業所の実施地域)

第8条

通常の実施地域は、大村市全域と東彼杵町蔵本郷までとする。

(利用料その他費用の額)

第 9 条

指定通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割～3 割の額とする。

- 1、おむつ代 1 枚につき 23～110 円 (サイズ別)
- 2、食材料費 (昼食代) 1 日ごとに 550 円徴収する
- 3、通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係わるもの提供に伴う必要な費用。
- 4、上記 1～3 の支払いについては、事前に文章により説明し同意を受ける。

(衛生管理等)

第 10 条

事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする) をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3、事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービスにあたっての留意事項)

第 11 条

サービスの利用に当たっては、利用申し込み又はその家族に対し、重要事項を記した文章を交付して説明を行い同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第 12 条

指定通所介護を行っているときに、利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに母体施設の診療所に連絡し対応にあたり、その旨家族、主治医、担当介護支援専門員への連絡、連携を図る。

(非常災害対策)

第 13 条

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等に対処する計画に基づき、防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 1、防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所の生活相談員を当てる。
- 2、始業時・終業時には、火災防止のため自主点検を行う。
- 3、非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。
- 4、火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- 5、防火管理者は従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- 6、事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1、虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2、虐待防止のための指針の整備

- 3、虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第15条

- 1、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2、事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3、事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画に従い必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 4、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条

- 1、事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を保持する。
 - (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2、従業者は業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3、利用者に対する通所介護の提供中に生じた事故に対し速やかに理事長

に報告し、対処する。また再発防止に努め事故の状況及びに事故に際し執った処置について記録を行うものとする。

- 4、事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護事業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人牧山医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則) この規定は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

平成 27 年 10 月 16 日改定

平成 28 年 5 月 30 日改定

平成 28 年 8 月 16 日改定

平成 29 年 3 月 1 日改定

平成 29 年 5 月 30 日改定

平成 29 年 7 月 1 日改定

平成 30 年 4 月 1 日改定

平成 30 年 8 月 1 日改定

令和 1 年 11 月 1 日改定

令和 2 年 5 月 20 日改定

令和 4 年 6 月 1 日改定

令和 5 年 1 月 4 日改定

令和 6 年 3 月 31 日改定

令和 7 年 6 月 16 日改定